千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する 施策を総合的に推進するための基本方針

令和6年3月29日 千葉県・千葉県教育委員会

1 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項 (1)基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
(1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
(2) 義務教育段階の教育機会確保の意義・・・・・・・・・・・・・・・・3 (3) 本県の不登校児童生徒の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
(3) 本県の不登校児童生徒の現状と課題・・・・・・・・・・・・・4 ア 本県の不登校児童生徒の現状・・・・・・・・・・・・・・・4				
ア 本県の不登校児童生徒の現状・・・・・・・・・・・・・・4				
イ 不登校児童生徒及び保護者支援における課題・・・・・・・・・・6				
2 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項				
(1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり・・・・・・・7				
ア 魅力あるより良い学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
ウ 児童生徒への指導方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 10				
エ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施・・・・・・・ 10				
(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進・・・・・・・・・ 11				
ア 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進・・・・・・・ 11				
(ア) 教育相談体制の充実と児童生徒理解・・・・・・・・・・・ 11				
(イ) 不登校についての理解と支援の方向性・・・・・・・・・・ 11				
イ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保・・・・・・ 13				
(ア) 学びの多様化学校の設置促進・・・・・・・・・・・・ 13				
(イ) 教育支援センターの機能強化・・・・・・・・・・・・ 13				
(ウ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援・・・・・・ 14				
(エ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援・・・・・・・・・・ 14				
(オ) 不登校児童生徒が学校外等で学習した場合の、指導要録上の出席扱い				
と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15				
ウ 保護者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15				
(ア)支援の方向と情報提供・・・・・・・・・・・・・・・ 15				
(イ)経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

3 4	その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進す	るた	めに
必要	要な事項		
(1)	相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	17
(2)	県民の理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		17
(3)	調査研究・情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		17
(4)	研修及び人材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		18
(5)	切れ目のない支援を行う体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		18

はじめに

令和5年4月1日に施行された「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」(以下、「条例」という。)第10条第1項に「県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。」とあります。本基本方針はこの規定に基づき策定するものです。

条例には、不登校児童生徒の支援を進める上で、「多様な教育機会を確保する」という大きな方向性が示されています。そもそも多様である子供たちにとって、現状は、教育を受ける上での選択の幅が狭く、不登校の状態になっている子供たちがこれまでもおり、更に増え続けているという深刻な状況にあります。このような中、「多様な教育機会を確保する」ことは、県として取り組むべき喫緊の課題と捉えています。

この基本方針は、県内各所の教育支援センターやフリースクール等の民間の団体の活動をはじめとして、これまで多様な教育機会を確保する上で先駆けとなった取組に加え、校内教育支援センターの充実、学びの多様化学校の新設、そして既存の学校自体も必要な改善を加えていくなど、これらを有機的に結び付けて、子供たちが、その個性を尊重され、自分に合った学びを継続できるよう、その具体的な取組の方針を示すものです。

本県では、条例及び条例の理念を具現化した本基本方針に則り、確実に子供 たちの多様な教育機会を確保するよう施策を推進します。

1 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項

(1)基本理念

5

10

15

20

条例第3条には、以下の4つの基本理念が示されている。

第三条 不登校児童生徒の教育機会の確保は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- ① 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、教職員との信頼関係及び児童生徒相互の円滑な人間関係の構築並びにいじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校運営を図ること。
- ② 不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立を目指すこと。
- ③ 不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援すること。
- ④ 県、市町村、学校、児童生徒の保護者、フリースクール等その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

この基本理念を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する施策を行うことが必要である。

まず、①として、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送るためには、その大前提として、学校生活が安心、安全なものでなければならない。いじめや体罰、また不適切な指導等の多くは、暴力と暴言のいずれか又は両方がなされるものであり、その対象となった児童生徒には回復し難い傷を残すことになる。学校は、校長のリーダーシップの下、学校に関わる全ての人の間で、暴力と暴言を根絶し、これを絶対に許さない学校風土をつくる必要がある。

また、豊かな学校生活を送るための大前提は、児童生徒の個性を尊重することにある。様々な違いを持つ児童生徒が、伸び伸びと安心して、各々の能力を伸長することができるよう学校運営がなされる必要がある。

なお、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、健全な学校生活を送り、より良く成長・発達していくために設けられるものであり、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることが重要である。併せて、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるような配慮が必要である。

次に、②については、不登校児童生徒支援の取組の試行錯誤や不登校を経

験した児童生徒や保護者の思いなど、様々な経験等の積み重ねの中から導き出されたものである。ややもすると、子供の将来の社会的自立という大きな目標を見失い、学校に登校させるという目の前の対応に追われかねない支援の在り方に対しての警鐘である。不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことを理解するとともに、不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益等への対応は、個々の児童生徒の状況に応じ長期的な視点を持って取り組む必要がある。

次に③④は、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を実現するための考え方である。具体的には、学校内外の教育支援センター、学びの多様化学校、フリースクール等の民間団体、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要がある。不登校児童生徒を様々な主体が連携して支援することが有効であり、実際に不登校児童生徒は、在籍する学校と異なる市町村に所在する施設に通ったり、同時に、複数の施設に通ったり、時期により受ける支援が変わっていったりすることもある。県、市町村、学校、児童生徒の保護者、フリースクール等その他の関係者の相互の密接な連携が重要である。

(2) 義務教育段階の教育機会確保の意義

5

10

15

20

25

30

義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会を確保する意義は、 大きく二点と捉えることができる。

一つは、平和で民主的な国家・社会の形成者として共通に求められる最低限の基盤的な資質を育成することである。

もう一つは、国民の教育を受ける権利の最小限の社会的保障として、個人 の個性や能力を伸ばし、人格を高めるということである。

子供たちを様々な分野の学習に触れさせることにより、それぞれの可能性 を開花させるチャンスを与えることも義務教育の大きな役割である。

そして教育を受ける権利は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である生存権を保障するための具体的な手立ての一つであり、これらを考えた場合、不登校の状況にある児童生徒への教育機会の確保は、一人一人の状況を的確に把握した上で、迅速かつ確実に実施されなくてはならない。

なお、ここでは「国民」と記載したが、文部科学省が設置した外国人児童

生徒等の教育の充実に関する有識者会議における「外国人児童生徒等の教育の充実について(報告)令和2年3月」では「外国人の子供たちが日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにすることは、国際人権規約に基づく確固とした権利であり、『誰一人取り残さない』という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにしなければならない。」とされており、外国人児童生徒等についても同様に、教育機会を確保するものである。

(3) 本県の不登校児童生徒の現状と課題

ア 本県の不登校児童生徒の現状

5

10

15

20

25

30

「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では、千葉県の公立小中学校の不登校児童生徒数は、過去最多の12,082人となっている。小学校は、4,600人、中学校は、7,482人であり、平成25年度の人数と比較すると、小学校では約4.2倍、中学校で、約1.9倍であり顕著に増加している。

不登校の要因(教員の見立てにより、主たるものを一つ選択)としては、「無気力・不安」が小学校、中学校とも全体の約6割を占めている。また、「いじめ」は小学校で0.3%、中学校で0.2%、「先生との関係」は、小学校で1.8%、中学校で0.6%となっている。

しかしながら、県が令和5年12月に実施した「千葉県不登校児童生徒等実態調査」(不登校の状況にある児童生徒が学校のことで該当するものを全て選択する。平均2.1個選択している)では、「嫌がらせ、いじめ」が小学校で20.4%、中学校で23.9%、「先生のことで気になることがあった」が小学校で29.8%、中学校で26.8%、となっており、大きく乖離している。

不登校の要因として、これらいじめや教員との関係を過少に評価している可能性が高く、教育委員会、学校は、児童生徒個々の状況を改めて確認し、対応する必要がある。

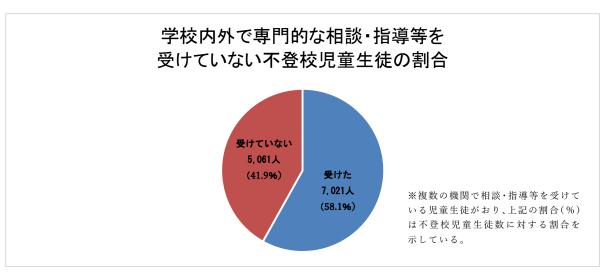
不登校児童生徒の指導状況について、令和4年度においては、指導の結果登校するようになった児童生徒は、小学校で22.3%、中学校で26.8%で、不登校の状況が続いている児童生徒が多い状況にある。

不登校児童生徒への支援の状況については、学校内外で専門的な相談・ 指導等を受けていない児童生徒が約4割である。









イ 不登校児童生徒及び保護者支援における課題

(ア) 国が毎年実施している問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に 関する調査だけでは、不登校児童生徒の詳細な状況や必要としてい る支援の内容等を十分把握できないため、児童生徒とその保護者を 対象とした調査が必要である。

なお、大規模な調査を実施した後も、施策の効果等を検証するため、抽出等で適宜、調査を実施し、その結果に基づき改善等を加えることが重要である。

5

- (イ) 不登校児童生徒が急増している状況にあって、既存の学校が改善していく具体的な方向性を示す必要がある。
- (ウ) 不登校が長期化することによる学業の遅れや進路選択上の不利益を 回避する具体的な手立てを検討する必要がある。
- (エ) 高等学校入学者選抜に関して、不登校児童生徒とその保護者が不 安を抱えている現状があることから、より一層、正確な情報の周知に 取り組む必要がある。
- (オ) オンライン教育相談の導入等、教育相談体制をより一層充実させる 必要がある。
- (カ)学校外における学習活動を一定の要件の下、指導要録上の出席扱いとすることや学習活動の成果を適切に評価することについて、具体的な方法を示し、県内で共通理解を図る必要がある。
- (キ) 不登校児童生徒への支援について、校内教育支援センター、市町村が設置する教育支援センター、子どもと親のサポートセンター、フリースクール等の民間団体等、それぞれが機能を充実させるとともに、より連携を強化することが必要である。
- (ク)学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒が 約4割存在することについて、その要因を明らかにし、支援の方法を 検討する必要がある。
- (ケ) 保護者が悩み等を安心して相談できるようにするとともに、支援の 情報を確実に届ける体制を構築する必要がある。
- (コ) 県内どこに住んでいても、必要な支援が受けられるような体制を構築する必要がある。
- 25 2 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項
 - (1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ア 魅力あるより良い学校づくり

5

10

15

20

30

全ての児童生徒が安心、安全に豊かな学校生活を送るためには、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係を築くことが大前提となる。その上で、学校は、児童生徒が理解しやすい言葉を用いて適切な目標を定め、これに向け児童生徒が具体的に取り組み、教職員が支

援することで、児童生徒が日々、成長していることを実感できるような学 校運営を行うことが重要である。

しかしながら、現状において、児童生徒の中で、日々の学校生活に大きなストレスを感じ、状況によっては、不登校となっている場合がある。要因は複合的である場合も多いが、その一つとして、十分に児童生徒の個性が認められていないとの問題がある。これに関連して、既存の学校が、そもそも、元気で明るい子供を想定した仕組みになっており、物静かで落ち着いた空間を指向する子供の中には、学校が、長期間に渡り生活しづらいと感じている場合があることに留意が必要である。

5

10

15

20

25

30

児童生徒の中には、自分の個性を変えて「周りに合わせなければいけない」と考え、大きなストレスを感じ、心身に支障をきたしている場合がある。このような児童生徒が自然体で静かに落ち着くことができる空間を学校内に作っていくなど、工夫が必要である。

また、教職員をはじめ身近な大人が、無意識のうちに個性に優劣をつけ、自分の価値観に沿って児童生徒に接する中で、結果として、一部の子供の個性が十分には尊重されていない状況となっている場合がある。子供たちの自己肯定感が低いということが教育の大きな課題として語られることがあるが、子供たちの中に自然と否定的な感情が芽生えるのではなく、個性が十分に認められていない状況の中で、少しずつ傷つき、それが蓄積された結果ではないかという視点でこれまでの児童生徒との関わりを点検する必要がある。

児童生徒の指導に当たっては、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が児童生徒の人格と個性を尊重することの重要性を深く認識し、実際に児童生徒に接する中でこれを実践して、自分が担当するクラスや部活動等で児童生徒に範を示すとともに、児童生徒が努力した過程を積極的に認め、伸ばしていくことをとおして、児童生徒の自己肯定感を高めるよう継続して取り組むことが重要である。

イ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり

いじめ、暴力行為、体罰等の防止のため、全ての学校が、児童生徒間、教職員と児童生徒間、また、学校に関わる全ての人の間で、暴力と暴言を絶対に許さない学校風土を醸成する必要がある。しかしながら、これまで

教職員による体罰が行われた事案があった。この背景の一つとして、大人との関係では、許されない行為と判断できるものが、児童生徒への対応では、指導の一環として許容されるのではないかとの歪んだ認識がある。体罰は、学校教育法によって禁止されているだけでなく、刑法に照らすと犯罪に該当し得るものであり、絶対に行ってはならない。また、大声で暴言を発して統制を取るような不適切な指導を行う場合がある。これらの指導は、児童生徒に強い恐怖感を持たせたり、粗暴な行為を助長したりするなど、負の影響が大きく懸念される。これら不適切な行為が児童生徒の不登校につながりかねないことを十分理解し、校長のリーダーシップの下、全教職員が一丸となって、体罰、暴言の根絶に努める必要がある。

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」には、「教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。」とある。教職員が、一人一人の児童生徒を個人として尊重し、大切に思い、継続的に支援する姿は、児童生徒に少しずつ染みわたり、児童生徒の人格形成において良き手本を示すことになる。また、このような教職員の誠実さや公正さは、仮にいじめがあった場合に、児童生徒が信頼して相談する対象となり得るとともに、日常の教職員の立ち居振る舞いが、いじめを潜在的に防止することにもつながる。

次に、児童生徒への指導に当たっては、暴力や暴言が許されないことについて小学校入学前(就学前の説明会等を活用)から保護者に啓発を行うなど、あらゆる機会を捉え、徹底して取り組む必要がある。そして、実際に暴力や暴言等の問題行動があった児童生徒に対しては、正しい言葉と方法で毅然と指導し、児童生徒の行動が変容したことを確認する必要がある。これら指導においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーはもとより学校外の関係機関とも積極的に連携し、その児童生徒が置かれた環境や抱える課題等を的確に把握し、その改善や解消に向け、取り組むことが重要である。しかしながら、これら、継続的に指導したにもかかわらず、改善がなく、問題行動を繰り返す場合、市町村教育委員会は、校長の意見を十分尊重し、出席停止措置を講じるなど、毅然とした対応が必要である。

被害を受けた児童生徒が、同様の被害を受けるような事態は、絶対にあってはならない。

ウ 児童生徒への指導方法

5

10

15

20

25

30

児童生徒の成長や行動の変容を期待して、あえて、突き放したり、児童 生徒の特性や発達の段階を十分に考慮することなく、いたずらに注意や叱 責を繰り返したりすることは、大きな危険をはらむ不適切な指導である。

これら教員の不適切な指導が、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲の喪失、自己評価、自尊感情の低下を招き、児童生徒を精神的に追い詰め、不登校となってしまったり、最悪の場合には、命にも関わる事態になりかねないことを認識する必要がある。

児童生徒に変容を求める場合には、それが必要である理由や、どのよう にすれば改善ができるのか具体的な方法を示すなど、突き放すのではなく、 寄り添い、ともに考えていく指導を基本とすべきである。

エ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

児童生徒によっては、学業の不振が不登校のきっかけとなっている場合がある。学習内容を理解できないことへのいらだちや周りからどう思われているかと気になったり、授業中に指名されることへの恐怖感を持ったりするなど様々な感情が入り混じって、登校ができなくなることがある。登校できないことで、更に学業の遅れが生じ、長期化すればするほど、登校ができないという悪循環も想定される。

これとは逆に、授業の内容が当該児童生徒にとっては、極端に平易であるため、時間を持て余し、学校に通うことの意義を見いだせずにいる状況もある。

これまでも、授業改善に取り組んできたところだが、一人一人の子供に あった多様な学び方を用意していくことが重要である。学習内容の習熟の 程度に応じた個別最適化した指導とグループや全体での指導を適切に組 み合わせ、これらの課題に対応していく必要がある。

また、個々の児童生徒の状況やその教育的ニーズ等に応じて行う合理的な配慮は、更に多くの視点を持つ必要がある。児童生徒の中には、特定の授業や学校行事について極端な苦手意識を持っているなどの理由で強いストレスを抱え、登校ができなくなっている場合がある。児童生徒によっ

ては、これらの状況を隠していたり、別の理由を伝えてきたりすることもあり、把握が困難な場合もあるが、学校は、相談しやすい環境をつくるとともに、複数の教職員の目で児童生徒を丁寧に見守り、積極的な把握に努め、児童生徒の特性に応じた配慮や支援を行うことが重要である。これらの対応事例については、県が収集し、個人情報に十分留意した上で、市町村教育委員会と共有するなど、適切な配慮が促進されるよう努める。

さらに、学校は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を適切に把握し、教育委員会と連携しながら、指導や支援を行うことが重要である。その際、通級による指導を充実させることが有効であり、指導する教員の専門性を高める研修を実施するとともに、専門的な知見や経験等を有する特別支援学校との連携を強化することが重要である。

(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

5

10

15

20

25

30

ア 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

(ア)教育相談体制の充実と児童生徒理解

児童生徒の理解に当たっては、教職員が児童生徒を丁寧に見守り、こまめに声掛けを行うなど、平素の積み重ねにより、しっかりとした人間関係を築いておくことが基本である。

その上で、チェックシートの活用(千葉県版不登校児童生徒の支援資料集を参照)や定期的な個人面談等により、支援が必要な児童生徒を把握して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談を行ったり、ケース会議等で支援の方法を協議したりするなど組織的に対応する体制を構築することが重要である。

また、WEB上でのストレスチェックなど新たな取組も積極的に導入し、児童生徒の心身の変化を早期に把握し、一人一人の状況に応じた適切な支援につなげることが重要である。

(イ) 不登校についての理解と支援の方向性

不登校は、特定の子供に特定の問題があることによって起こることではなく、どの子供にも起こり得ることとして捉える必要がある。

また、子供が学校を休むようになるまでには、学校に行かなくてはならないと思いつつ、しかし、行くことができないとの葛藤を一定期間繰

り返し、その後に、登校できなくなっている場合が多くある。この状態で、教員に「不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある」との認識がないまま、どのようにしたら登校できるようになるかと考え、様々な提案を行うことは、児童生徒と保護者を追い詰め、学校との関係が途絶える原因にもなりかねない。その児童生徒にとって、今は、何が必要な時期であるか、当該児童生徒の意思を尊重し、それぞれの状況に応じた支援を行っていくことが重要である。

基本的な支援の姿勢としては、「学校に登校する」という結果に着目するのではなく、児童生徒が抱える悩みや課題に、児童生徒が対峙する際のサポートであり、焦らず、児童生徒のペースを尊重し、寄り添い続けることが重要である。いずれ児童生徒が、これら課題に一定の解決や折り合いをつけるなどの経過を経て、登校を再開したり、または、別の方法で学びを開始したり、場合によっては現状に留まることもあるが、最終的な社会的自立を見据えて、どのような道筋をたどることが良いか、教員は、保護者とともに考え、児童生徒をサポートし、児童生徒自ら決定させていくことが重要である。

これら、不登校児童生徒の支援を効果的なものとするためには、アセスメント(見立て)が重要である。不登校児童生徒への支援を検討する際には、不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点だけでなく、関係する教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等によるアセスメントが有効であり、当該児童生徒の意思を十分尊重した上で支援計画を策定する必要がある。これらを経て、支援計画を実施するに当たっては、学校や保護者を始め、教育委員会、教育支援センター等の関係機関において支援計画を共有し、一体となって組織的、計画的な支援を行うことが重要である。

また、学校は、児童生徒、保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート」(「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)文科初第698号令和元年10月25日」で示された様式)を作成することが重要である。これらの情報は、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間で情報共有するとともに、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校間、転校先等においても、確実に引継

ぎを行う。

5

10

15

20

25

30

なお、個人情報を第三者へ提供する際には本人の同意を得ることが原 則である。計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的 をしっかりと説明して理解を得るとともに、第三者に引き継ぐことにつ いては、あらかじめ範囲を明確にした上で、同意を得ておくことが必要 である。更に、あらかじめ同意を得ているとしても、実際に第三者に提 供する際には、本人や保護者とともに引き継ぐ内容を確認することで、 互いの考えや思いを共有することができ、より良い引継ぎとなる。

イ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

(ア) 学びの多様化学校の設置促進

義務教育段階の子供たちは、多くの場合、通学する小中学校が指定され、そこに通学する。これらの学校で実施される教育内容は、学習指導要領等で決まっていることから、学校それぞれの特色は、一部ありながらも、授業等の中心部分は、ほとんどの学校が同様である。これまでも、既存の学校が合わず、登校できない児童生徒が相当数おり、学びの多様化学校は、このように多様である子供たちに新たな選択肢を提示するものとして、現在、設置が進められているものである。

県は、不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し、 教育を実施する学びの多様化学校の設置促進に向け、県内外の先行事例 や国の情報を積極的に提供するなど、設置を目指す市町村を支援する。

加えて、設置後の運営上の課題についても、国の動向を注視しながら、 市町村の状況に応じた適切な支援を行えるよう検討を進める。更に、学 びの多様化学校での取組を教職員研修などで紹介することで、各学校で の不登校児童生徒支援の充実につなげるよう努める。

(イ)教育支援センターの機能強化

市町村が設置する教育支援センターについては、フリースクール等の 民間団体との連携をはじめ、地域の不登校児童生徒支援の中核と位置付 ける。そして、子どもと親のサポートセンター等との連携を更に強化し、 研修会等を通じてそれぞれの教育支援センターが持つノウハウを可能 な限り全体で共有するなど、県全体で機能強化に努める。

学校内の空き教室等を活用した校内教育支援センターは、自分のクラ

スに入りづらい児童生徒にとって、学校内で安心して心を落ち着ける場所となり、自分のペースで学びを継続できるなど効果が期待されている。 県は、校内教育支援センターにおける取組事例を収集し、市町村教育委員会に提供するとともに、運営方法や設置する上での課題等を協議し、可能な支援を行う。県と市町村が連携し、将来的には、原則として全ての学校で校内教育支援センターが設置されるよう努める。

(ウ)教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援

5

10

15

20

25

30

フリースクール等の民間団体は、その多くが、学校に通うことができない児童生徒がいるという現実の中で、その保護者も含めた切実なニーズの基に設立されていった経緯がある。フリースクール等の活動は、多種多様であるが、これは、実際のニーズに裏打ちされたものであり、不登校児童生徒支援における、多様な教育機会の一翼を担うものとして、今後、教育委員会、学校とフリースクール等の連携を更に強化し、フリースクール等の自主性を踏まえつつ、相互に協力・補完する体制を構築することが重要である。

現在、県は、千葉県フリースクール等ネットワークとの協議を定期的に行っているが、これを継続するとともに、新たに、教育委員会、学校とフリースクール等が共同で不登校児童生徒を支援するモデル事業を実施するなど、連携強化に向けた具体的な取組を推進する。

(エ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援

家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒については、心身の 状態や抱えている悩みや課題、日常生活の状況等を、当該児童生徒及び 保護者との信頼関係を構築しつつ、可能な限り把握し、これに合わせ必 要な情報提供や助言、ICT等を活用した授業配信や教育相談、家庭訪 問等による支援を充実させていく。

支援に際しては、それぞれのニーズを的確に把握することが重要であり、支援の方法を誤り、当該児童生徒と保護者の負担となったり圧迫となったりしないよう留意する必要がある。これら支援方法の検討に当たっては、必要に応じて、県が配置している訪問相談担当教員や子どもと親のサポートセンターに設置している「不登校児童生徒支援チーム」の知見を活用する。また、学校外の支援の情報も児童生徒や保護者に積極

的に伝え、関係機関とつなぎ、連携して支援を行うことが有効である。

(オ) 不登校児童生徒が学校外等で学習した場合の、指導要録上の出席扱い と評価

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合や自宅でICT等を活用して学習した場合、校長は、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係ができているかなどを確認した上で、可能な限り、指導要録上出席扱いとする。その際、児童生徒の取組状況が同じであった場合に、学校間、市町村間で出席扱い等の対応が異なることがないよう、県が状況を把握し、各市町村教育委員会の担当者を集めた会議等で共通理解を図る必要がある。

また、これらの方法で学習した状況等を当該児童生徒が在籍する学校が把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要である。学校が把握した当該学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりする。これらは、不登校児童生徒の努力を認め、学ぶ意欲を高めることにもつながるものであり、将来の自立を支援する上で重要な取組である。

ウ 保護者への支援

5

10

15

20

25

30

(ア) 支援の方向と情報提供

自分の子供が不登校となった際に、保護者はどのように対処したらよいかわからず大きな不安を抱える場合が多い。県が実施した「千葉県不登校児童生徒等実態調査」においても、「パニックになった」「子供にきつく当たり傷つけてしまった」など様々な声が届いている。一方で、保護者に適切な情報が提供され、支援につながっていくと、保護者自身が落ち着きを取り戻し、そのことが児童生徒に良い影響を与えることも当該アンケートには多数記載されている。このことからも、不登校児童生徒の支援に当たっては、保護者が抱える不安や困難に寄り添った支援を行っていくことが重要である。教員との面談はもとよりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との面談をとおして、心理的又は福祉的な観点からの支援を行うことが有効であり、その際、必要に

応じて、スクールソーシャルワーカー等が中心となり市町村の福祉部局など関係機関につなぎ、連携して支援することが重要である。

また、不登校児童生徒に対する支援を行う機関や各種セミナーに加え、 保護者自身が相談できる機関や親の会(不登校の子供を持つ(持っていた)保護者たちが集い、語り合う場。同じ経験をしてきたからこそ、言葉にできることもあり、保護者にとっては、互いに共感し、情報交換もできる重要な機会となっている。)などの情報をまとめた「千葉県版不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」のさらなる充実と、これが確実に配布されるよう取り組む必要がある。

加えて、学校を休んでいることによって、本来伝えられるべき情報が届かないという事態にならないよう、教育委員会、学校は、十分留意する。特に、高等学校入学者選抜について、大きな不安を抱えている児童生徒、保護者がいることから、例えば、「欠席が多いと試験に合格できない」など誤った情報により不安を抱かせることがないよう、適切な情報を確実に届ける必要がある。

(イ) 経済的支援

5

10

15

20

25

30

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に対する附帯決議(平成28年11月18日衆議院文部科学委員会、平成28年12月6日 参議院文教科学委員会)には、「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。」とある。

また、文部科学省が平成29年に策定した「義務教育の段階における 普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」においては 「特に経済的に困窮した家庭を対象として、民間の団体等学校以外の場 で学習等を行う不登校児童生徒に対する必要な支援について検討を加 え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とある。

本県においては、条例及びこれら国の指針や施策を踏まえ、「千葉県 不登校児童生徒等実態調査」の結果を詳細に分析し、不登校児童生徒の 教育機会確保に向けた経済的支援の在り方について具体的な検討を行 う。

3 その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進する ために必要な事項

(1)相談体制の整備

5

10

15

20

25

不登校児童生徒の支援に関する情報を積極的に提供するとともに、不登校に関する相談等に対応できるよう、教育委員会、学校、関係機関及び民間団体の連携による相談体制の整備を推進する。

まず、学校においては、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が連携し、組織的な教育相談体制を更に充実させる。

また、子どもと親のサポートセンターでは、不登校児童生徒や保護者のニーズを踏まえて、オンライン教育相談を実施するなど、相談機能の強化を図る。

関係機関や民間団体への相談方法等については、「千葉県版不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」等により、積極的に周知するとともに、イベント等において実際に相談の機会を設けるなどの取組を推進する。

これらの取組をより確実にするため、不登校児童生徒の支援に関わる各相談機関の間でネットワークを構築し、児童生徒への支援・指導の一層の充実を図るため、事例研究協議や研修等により、教育相談担当者や指導員の資質の向上を図る。

(2)県民の理解の促進

不登校児童生徒とその保護者への支援が、県民の理解に基づき、確実に推進されるよう、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年12月14日法律第105号)」、条例、本基本方針の内容等について、県民だより、ホームページ、各種説明会等を通じ、積極的に情報を発信していく。不登校に関する考え方は、近年、大きく変化してきており、正確な情報に基づく正しい理解が浸透するよう、迅速に取り組む必要がある。

30

(3)調査研究・情報収集

不登校児童生徒の状況等について、その実態を踏まえた施策の推進が可能

となるよう、市町村教育委員会や学校現場の負担にも配慮し、調査の内容や 方法の改善を図りつつ、継続的に調査研究を行う。加えて、不登校児童生徒 支援の様々な取組が、もっと長期的な視点に立って見た場合に、どのような 効果があり、また、改善すべき点はどのようなことかなどについても、研究 を進める。

加えて、県内や全国の不登校児童生徒支援に関する好事例を収集し、市町村教育委員会等に情報提供を行うとともに、国の動向を注視し、新たに国による予算措置等があった場合は、適宜、適切に説明することで市町村教育委員会での取組が推進されるよう努める。

10

15

20

25

30

5

(4) 研修及び人材の確保

国や県で実施したアンケート調査では、不登校について教職員の捉え方と、不登校児童生徒やその保護者の捉え方に差異がある。まず、研修においては、不登校の実態を正確に把握することが重要であり、これを基に、支援の在り方を点検し、必要に応じた改善や新たな取組を検討するとともに、実際の不登校の事例をもとに支援の方法を協議するなど実践的な研修を定期的に実施することとする。その際、フリースクール等民間団体をはじめ、不登校児童生徒を支援する様々な関係機関等に協力を求め、研修の質の向上に努める。

加えて、発達障害の特性と不登校のリスク、また、不登校との関連が指摘されるさまざまな疾患や諸現象等(例えば、「起立性調節障害」や「HSC (Highly Sensitive Child) 等」について正しい知識の下、正確な理解が促されるよう、専門家による研修を実施する。

また、人材の確保については、児童生徒一人一人に対するきめ細かな支援が可能となるよう、教職員による支援体制の充実に加え、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの資質の向上と配置の充実に努める。

(5) 切れ目のない支援を行う体制の整備

本基本方針には、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する施策を総合的に推進するための具体的な内容を記載してきた。

しかしながら、子供たちへの支援は、義務教育段階にとどまらず、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が求められている。これら支援には、学校、教育委員会と福祉部局等の幅広い連携と、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の学校種を越えた連携が重要である。不登校児童生徒を支援する様々な場(学校、教育支援センター、学びの多様化学校、フリースクール等)において、これら関係者が、適切に情報を共有しながら協議し、シームレスな支援に取り組む必要がある。

5

10

また、義務教育段階から高等学校への接続については、情報共有等の連携に加え、不登校児童生徒が、義務教育を修了した後も、学ぶ意欲が尊重され、安心して教育を受けられるように、例えば、学びの多様化学校のスキームの中で教育と福祉を融合させ効果的な支援を行うなど、新しい高等学校の在り方についても検討する必要がある。